

幕別町パートナーシップ制度（案）



令和7年1月

幕別町

I 幕別町におけるパートナーシップ制度の導入について

1 パートナーシップ制度の概要

パートナーシップ制度は、同性同士の婚姻が法的に認められない日本で、LGBTQ※カップルに対して、「婚姻に相当する関係」とする証明書の発行や届出の受理により、自治体が独自にその関係を受け止め、官民の様々なサービスや社会的配慮を受けやすくする取組です。

令和6年6月末時点において、全国では459、北海道内では27の自治体が制度を導入しており、本町では、それらの先進事例も参考にしつつ、利用者にとって親しみやすく分かりやすい制度の構築を目指しています。

※ 「L：レズビアン（女性の同性愛者）」、「G：ゲイ（男性の同性愛者）」、「B：バイセクシュアル（両性愛者）」、「T：トランスジェンダー（性自認と身体的な性が一致しない人）」、「Q：クエスチョニング（性自認と性的指向が決まっていない人）」の頭文字を組み合わせた言葉であり、性的マイノリティの総称を指します。

2 制度の名称

全国の先進事例では、申請方法や対象者の違いなどに応じて、「パートナーシップ宣誓制度」や「同性パートナーシップ制度」といったように、自治体ごとに様々な名称が使用されています。

本町では、多様な性のあり方に配慮するため、同性カップルに限らず、一方又は双方が性的マイノリティである2人を対象とする考えであることから、制度名は、より総称的なものとなるよう、「(仮称)幕別町パートナーシップ制度」とします。

3 導入の根拠規定

パートナーシップ制度には法的効力がありませんので、制度の導入は、自治体の条例や要綱などに基づいて独自に行うこととなります。

地方自治法では、自治体が義務を課し、または権利を制限する場合、条例によらなければならないと定めていますが、本町で検討しているパートナーシップ制度は、利用者に義務を課したり、権利を制限したりすることを想定していないことに加え、導入後も社会情勢の変化や利用者の意見を反映しやすくするため、要綱によって制度を規定します。

4 申請の方法

本町のパートナーシップ制度における申請の方法は、「登録」によるものとします。

これは、双方が自署した登録申請書に関係書類を添えて提出し、自治体が登録簿に登録する方法であり、婚姻届に類似していて分かりやすいほか、虚偽や不正が判明した際に登録を抹消できるといった利点があります。

なお、一般にパートナーシップ制度は「婚姻に相当する関係」であることを自治体が受け止めるものとされています。

パートナーシップ制度には法的効力がありませんので、本町で導入する制度は、義務や権利を保障するものではなく、あくまで本制度に登録した事実を証明するものとなります。

5 導入までのスケジュール（予定）

令和7年2月26日まで	パブリックコメントの実施
3月上旬ごろ	実施要綱の制定
4月1日～	制度の運用開始

Ⅱ 幕別町パートナーシップ制度の考え方

1 制度の趣旨

互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持って自分らしく活躍し、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちの実現を目指し、パートナーシップ制度の実施に関して必要な事項を定めるものです。

【考え方】

婚姻制度を利用せずにパートナーと共同生活を行っている、または行いたいと考えている性的マイノリティの方は、2人の関係に対する周囲の無理解や偏見のほか、配偶者や家族であれば認められる制度・サービスが利用できないなど、生きづらさや困難に直面しています。

本町では、その関係を自治体として受け止め、公的に認めることにより、安心感を持っていただくとともに、社会的な理解を広げていくことで、生きづらさや困難の軽減を図り、誰もが自分らしく、安心して暮らせるまちの実現を目指す必要があると考え、本制度を導入するものです。

2 用語の定義

要綱における用語の意義を次のように定めます。

- (1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、経済的又は物理的、かつ、精神的に相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2者の関係
- (2) 性的マイノリティ 性的指向が異性のみでない者又は性自認が出生時の性別と異なる者

【考え方】

要綱における用語の定義を定めたものです。

3 対象者

対象者は、次に掲げるすべての要件を満たす方とします。

- (1) 双方が民法に規定する成年に達していること。
- (2) 次のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が町内に住所を有していること。
 - イ 一方が町民であり、かつ、他の一方が申請日から3月以内に町内への転入を予定していること。
 - ウ 双方が申請日から3月以内に町内への転入を予定していること。

- (3) 双方に配偶者（事実婚を含む。）がいないこと。
- (4) 双方が相手方以外の者とパートナーシップ関係にないこと。
- (5) 双方の関係が民法に規定する直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。

【考え方】

民法の規定では、婚姻開始年齢が性別に関わらず18歳となっていることを踏まえ、本制度についても、双方が成年に達していることを要件とします。

原則として幕別町民を対象とするものですが、申請時点で転入していない場合でも、3か月以内に転入予定であれば申請可能とします。

本制度は、婚姻関係にない2人を自治体が「互いを人生のパートナーとする」と認めるものであることから、民法の規定に準じた要件を定めています。ただし、養子縁組関係にある場合については、法律上、婚姻が認められない中、戸籍の同籍者となれる唯一の手段として「養子縁組」を選択したものと考えられることから、そうした思いに寄り添った制度とするため、対象者に含むこととします。

4 申請の手続き

申請書に次に掲げる書類を添付し、双方が同時に来庁して身分証明書（個人番号カードや運転免許証など）を提示の上、提出いただくこととします。

- (1) 戸籍全部事項証明書
- (2) 住民票の写し。ただし、町内への転入を予定している場合にあっては、その事実を確認することができる書類

なお、申請書においては、戸籍上の氏名と併せて通称を使用できるほか、やむを得ない事情があるときは代筆させることも可能としています。

【考え方】

申請時には、配偶者がいないことに加えて、町民であること、または町民になる予定であることが確認できる書類を提出していただきます。

パートナーシップ制度の申請は、戸籍法に基づく婚姻届と異なり、不受理申出の仕組みがないことや、証人の署名欄を設けていないことなど、正当性を担保する手段に乏しいことから、申請時に面前で申請書裏面の誓約事項及び同意事項を確認する必要があると考え、双方の同時来庁を求めることとします。

5 登録簿への登録

対象者の要件を満たす場合、登録簿に登録します。ただし、一方又は双方が申請時点において町民でない場合は、仮登録通知書を交付し、有効期限（申請日から3月を経過する日）内に双方が町民であることを確認できたときに登録簿に登録します。

【考え方】

対象者の要件を満たす場合は、氏名等の情報を登録簿に登録しますが、申請者の一方又は双方が申請時点で町民でない場合は仮登録し、有効期限内に要件を満たすことを確認できる書類を提出していただいた上で、正式に登録します。

6 登録通知書等の交付及び再交付等

登録簿に登録したときは、登録者の双方にパートナーシップ登録通知書を交付します。また、登録者は、パートナーシップ登録カードの交付を受けることができます。これらを紛失・毀損などした際は、再交付を申請できることとします。

【考え方】

登録簿に登録したときにA4判の登録通知書を交付することに加えて、希望する方には、日常的に携帯しやすい登録カードを交付することで、利便性の向上を図ります。

登録通知書等を紛失・毀損した場合などは、再交付の申請を可能とします。その際、交付済みの登録通知書等があれば返還していただきます。

7 子に関する届出

申請者の一方又は双方と生計を一にする未成年の子がいる場合、希望に応じて、登録通知書等に子の氏名を記載できることとします。

【考え方】

申請者に子どもがいる場合、パートナーと子どもとの間には法的な家族関係がなく、学校等の送迎や病院での対応といった、生活上の様々な場面で困難が想定されることから、申請者が希望するときは、登録通知書等に子どもの氏名を記載できることとします。

記載できる範囲は、実子、養子、里子としますが、子ども自身の意思を尊重するため、満15歳に達している場合は、届出書に氏名を自署していただくほか、登録通知書等に記載された氏名の削除を申立てできることとします。

8 変更等の届出

次のいずれかに該当する場合、変更等の届出を提出いただくこととします。

- (1) 戸籍上の氏名や通称を変更したとき。
- (2) 一方又は双方が幕別町に転入届を提出したとき。
- (3) 氏名を記載した子が成人したとき、又は生計を一にしなくなったとき。
- (4) いずれか一方が死亡したとき。
- (5) 一方又は双方が町民でなくなったとき。
- (6) 一方又は双方が婚姻したとき、又は事実婚の関係を結んだとき。
- (7) 一方又は双方が相手方以外の者とパートナーシップを結んだとき。
- (8) その他双方が登録の抹消を希望するとき。

【考え方】

戸籍上の氏名や通称の変更、幕別町への転入届の提出、子の成人などが生じた場合は、登録内容の変更に向けた届出をいただきます。

また、いずれか一方が死亡した場合や、転居などにより町民でなくなった場合のほか、婚姻や事実婚、相手方以外の者とのパートナーシップを結んだ場合は、登録の抹消に向けた届出をいただきます。

登録者の一方が相手方の同意なく登録抹消に係る届出を行うことを防ぐため、該当する事実を確認できる書類を提出していただくほか、双方が登録の抹消を希望する場合は、同時来庁を求めることとします。

9 変更等の届出に関する要件の確認

変更等の届出要件に該当するか確認するため、登録者に対し、必要に応じて関係書類の提出を求めることができるとします。また、死亡、町民の要件喪失、婚姻・事実婚については、登録者の戸籍や住民基本台帳の記録を定期的に確認します。

【考え方】

制度の信頼性を担保する観点から、登録者に対して、変更等の届出要件に該当するかどうかを確認するための書類提出を求めることができるものとします。提出期限は、通知の日から1か月以内とします。

死亡、町民の要件喪失、婚姻・事実婚について、申請時に得た同意に基づき、登録者の戸籍と住民基本台帳の記録の定期的な確認を行います。なお、毎年4月1日時点の状況を確認することとします。

10 登録の変更、抹消等

変更等の届出が適当と認められる場合、登録の変更や抹消を行うほか、以下のいずれかに該当するときは、登録を抹消できることとします。

- (1) 死亡、町民の要件喪失、婚姻・事実婚、相手方以外とのパートナーシップのいずれかに該当することが判明したとき。
- (2) 変更等の届出要件に関する確認書類が1か月以内に提出されないとき。
- (3) 虚偽又は不正な手段により登録を受けたことが判明したとき。
- (4) 登録通知書等を不正に利用したことが判明したとき。
- (5) その他登録を継続することが適当でないと認めるとき。

【考え方】

提出された変更等の届出が適当と認められる場合は、登録内容の変更や抹消を行いますが、変更の場合は、交付済みの登録通知書等と引き換えに、内容変更後の登録通知書等を交付します。なお、子の成人や生計に関する変更の場合は、家族として生活してきた証を残したいというニーズを想定し、登録通知書等の裏面に子の成人や同一生計ではなくなった事実などを記載した上で、交付済みの登録通知書等をそのまま使用できることとします。

抹消の場合は、登録通知書等の返還を求めるとともに、返還に応じない場合は登録番号を公表できることとします。ただし、相手方の死亡時については、登録者の心情や葬儀等での必要性を踏まえ、登録通知書等の返還を要しないこととします。

11 登録簿記載内容証明書の交付

登録者は、パートナーシップ登録簿記載内容証明書の交付を受けることができます。

【考え方】

民間サービスの利用時に提出を求められた場合などを想定し、希望する方には、登録簿の記載内容に関する証明書を交付します。

12 交付及び再交付に係る経費

パートナーシップ登録カード及びパートナーシップ登録簿記載内容証明書を交付する場合、又は再交付にあたっては、手数料が発生します。

【考え方】

すべての申請者に対して交付する登録通知書は無料ですが、登録カードと登録簿記載内容証明書については、希望した特定の方へのみ交付するものであることから、受益者負担の原則に立ち、幕別町手数料条例の規定に基づく手数料

(300円)を負担していただきます。

また、仮登録通知書・登録通知書・登録カードの再交付については、紛失・毀損など、利用者の瑕疵によるものであることから、上記と同様に手数料をいただきます。

13 他の自治体との連携

パートナーシップ制度を導入している自治体と協定を締結し、転出入の際に必要な事務手続きの簡素化を図ります。

【考え方】

パートナーシップ制度の利用者が他の自治体に転出し、その自治体のパートナーシップ制度を利用したい場合は、一般的に、転出する自治体への届出と、転入する自治体への申請が必要です。しかし、協定を締結している自治体間では、必要な手続きが、転出元又は転入先のどちらか一方のみとなっています。

こうした広域連携の仕組みは、利用者の方々の利便性を高め、手続きに伴う負担を軽減するものです。

14 保存期間

登録簿及び関係書類の保存期間は、登録抹消の日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して10年とします。

【考え方】

パートナーシップ制度に法的効力はありませんが、登録の抹消後も、何らかの契約時点で登録が有効であったかどうか、確認が必要になるケースが生じることも想定されます。この点を踏まえて、登録簿や関係書類の保存期間は、民法における債権等の消滅時効の期間と合わせる形で、10年とします。